

福祉課から各種支援事業のお知らせ

シルバーカー購入費補助金

高齢者の生きがいがづくりおよび健康の向上を図ることを目的に、安定した歩行を補助するシルバーカーの購入費用に対して補助金を交付します。

▼対象者（左記のすべてを満たす方）

- ・町内に住所を有している方
- ・購入日に満65歳以上である方
- ・歩行の際に補助を必要とする方

▼対象となるシルバーカー

（左記のすべてを満たすもの）
 ・車輪が4輪以上かつ荷物入れを有しているもの
 ・歩行を助ける機能があるもの
 ・休息するための座面があるもの

▼支給金額 一律50000円

※購入金額が50000円に満たない場合は、購入金額となります。

※補助金の交付は、対象者1人につき1回限りです。

▼提出書類（シルバーカーを購入した日の翌日から起算して、60日以内に申請してください。）

- ① 申請書
 - ② 販売店の名称および住所、購入者氏名、購入日ならびに購入金額が記載された領収書
 - ③ 購入したシルバーカーの様子が確認できる書類
 - ④ 口座番号がわかるもの
- ※申請書は、役場福祉課の窓口にあります。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

愛の定期便事業

安否確認、健康の保持および孤独感の解消を目的として、ひとり暮らし高齢者の自宅を訪問し、乳製品の配布を行っています。

▼対象者

町内に住所を有する65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者

▼内要

隔週でヤクルト7本を本人へ直接手渡します。
 （火曜日・土曜日の希望する曜日に配布します。日曜日、祝日、年末年始は配布しません。）

▼申請方法

役場福祉課窓口にある申請書に必要事項を記入の上、申し込みください。

▼注意事項

- ・不在にする場合や転居する場合、施設への入所や入院などの場合は、福祉課へ連絡してください。
- ・緊急通報システムとの併用はできません。

▼申し込み・問い合わせ

福祉課 高齢介護係
 ☎ 68・2211（内線124）



下水道接続支援補助金ののご案内

町では町民生活に係る環境衛生の向上を図り、霞ヶ浦をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、下水道接続工事を実施する方に対し補助金を交付します。

▼対象となる工事

- ① 公共下水道に接続することを目的とした宅地内配管を改造する工事で、下記のいずれかの工事
- ② 既設のくみ取り便所から水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事（くみ取り槽の撤去、処分および既設管の撤去、処分などを含みます）
- ③ 既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事
 （浄化槽の撤去、処分、槽内の清掃、消毒および既設管の撤去、処分などを含みます）

※新築に合わせて行う下水道工事は対象外です。

▼補助金の額

- 工事費の全額（限度額4万円）
 下記の条件①、②をいずれも満たす場合は、限度額が35万円まで上がります。
- ① 補助対象者およびその者と生計を一にする親族に、18歳未満もしくは65歳以上の者がいる場合
 - ② 補助対象者およびその者と生計を一にする親族の課税対象所得の合計額が348万円以下である場合

▼申請受付期間

令和8年4月1日(水)～12月28日(月)
 （土・日曜日、祝日を除く）

本補助金の申請には、他にも所定の要件がありますので、詳細については、下記二次元コードから町公式ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ

生活環境課 下水道係
 ☎ 68・2211（内線233）
 Eメール：gesui@town.tone.lg.jp



介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに

▼申請に必要なもの

現在ご利用の介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日までです。8月以降も利用する場合は申請が必要です。

▼介護保険負担限度額認定とは

所得の低い方に対して、介護保険施設（介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院）への入所およびショートステイ利用時の食費・居住費の負担を軽減する制度です。

- ・申請書
- ・同意書
- ・本人および配偶者の通帳・有価証券などの写し
- ※令和8年1月1日現在に本人または配偶者が町の住民基本台帳に登録されていない場合は、非課税証明書が必要で
- ※通帳は申請前に記帳し、銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページと、最終残高が確認できるページを提出してください。

▶対象者

- ① 本人、配偶者などの世帯全員が町民税非課税
- ② 預貯金などの資産が次の金額以下であること

利用者負担段階	対象者（令和8年8月～）	預貯金など資産要件
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	・世帯全員※が町民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で82.65万円以下の方	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階	・世帯全員※が町民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で82.65万円超120万円以下の方	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第4段階	・世帯全員※が町民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で120万円超の方	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

※世帯分離している配偶者も含みます。

○介護保険負担限度額認定証の発送時期

7月13日（月）までに申請した場合は、7月15日（水）の発送を予定しています。課税や預貯金などの審査に時間がかかる場合がありますので、早めに申請をお願いします。

▶問い合わせ

福祉課 高齢介護係 ☎ 68 - 2211（内線127）

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくようお願いいたします。

◎浄化槽の維持管理について

- ▼保守点検
 ・浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- ・10人槽以下の家庭用浄化槽は、3～4カ月に1回行う必要があります。
- ※県に登録している保守点検業者に委託してください。

▼清掃

- ・浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。
- ・年に1回以上（全ばつ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。
- ※市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

▼法定検査

- ・浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- ・最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に1回行う必要があります。その後は毎年1回行う必要

があります。

法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。

※県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（☎029・291・4000）に申し込みをしてください。

▼「一括契約システム」を活用ください。

- ・保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できるシステムです。
- ※詳しくは、保守点検業者または清掃業者にお問合せください。

▼単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- ・単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
- ・身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- ◎「浄化槽設置費補助金」をご活用ください。
- ※所定の要件（合併浄化槽への転換など）がありますので、詳しくは下記二次元コードから町公式ホームページをご覧ください。

